

【中部本部主催】NOMA行政管理オンライン講座のご案内

[令和7年7月31日(木)開催]

公営住宅の遺品整理をめぐる実務と諸問題

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本講座は、公営住宅の遺品整理をめぐる実務と諸問題について、近年の国の方針や法令改正、判例を踏まえ、具体的手法や新しい考え方をオンライン専用形式で解説いたします。

時節がらご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

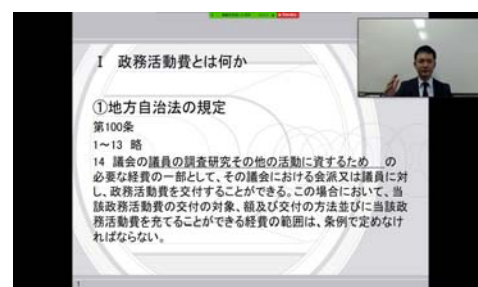
日 時：令和7年7月31日(木) 10:00～16:00 【5時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講師：(元)大阪経済法科大学 法学部 教授 藤島 光雄 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	33,000 円	3,300 円	36,300 円
一 般	36,000 円	3,600 円	39,600 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①裏面の申込要領をご確認のうえ、本会 HP の各セミナー詳細画面からお申込みください。
折返し請求書・参加券をお送りします。

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、
登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。
(テキストは製本版の郵送となる場合もございます)

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。
カメラ・マイクのご用意は任意です。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分でのお申込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。
録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。
恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合や感染症・天災等の状況により、中止・延期とさせていただく場合がございます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。開講日の5営業日前から、参加料の100%を申し受けます。
なお、当日までにご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料が発生いたしますのでご了承ください。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp

※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします

以上

I 国土交通省の対応方針案について

- 1 自治体が家財道具等の移動を行っている場合の根拠
- 2 「条例又は規則に根拠規定を設け家財道具等を移動している」の実態
- 3 自治体の内規等に基づく撤去について
- 4 対応方針案で残された家財道具を撤去できるか
- 5 国対応方針では取扱方法を決めることができない

II 身寄りのない単身入居者が死亡後に残した家財道具等の処分について

- 1 A 市における事例（裁判上の和解）
- 2 相続財産清算人の選任についての考察
- 3 相続人の調査方法等について
- 4 自治体自らが家財道具等を撤去する場合の実務上の課題
- 5 A 市における死因贈与契約を利用した施策の紹介
- 6 死因贈与契約に伴う想定されるトラブルについて
- 7 A 市営住宅における死因贈与契約に基づく事務の現在
- 8 根本的な解決のためには公営住宅法等の改正が必要

III いわゆる追い出し条項が有効とされた判決の検証

- 1 事案の概要
- 2 大阪地判令和元年 6 月 21 日判タ 1475 号 156 頁
- 3 大阪高判令和 3 年 3 月 5 日判時 2514 号 17 頁
- 4 最高裁令和 4 年 12 月 12 日判時 2558 号 16 頁

IV 単身高齢者が入居を断られないというモデル契約条項について

- 1 モデル契約条項
- 2 モデル契約条項の確認
- 3 終身建物賃貸借標準契約書との関係
- 4 自治体との連携

V 入居者が失踪した場合について

- 1 訴訟による解決
- 2 その他の解決手法
- 3 現状では入居者が失踪した場合には法改正により根拠規定を設ける必要がある

VI 自治体の条例を根拠にどこまで対応できるのか

- 1 単身入居者が死亡した後に残された家財道具等の撤去について
- 2 入居者が失踪した後に残された家財道具等の撤去について
- 3 民法改正に伴う保証人の廃止と公営住宅管理条例の改正について

VII 住宅セーフティネット法改正等による施策の提案

- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）の概要
- 2 居住支援法人を活用した遺品整理の提案
- 3 その他の法律を活用した施策の提案

＜講師紹介＞ （元）大阪経済法科大学 法学部 教授 藤島 光雄 氏

大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了（法学博士）。自治体において 10 数年にわたり、例規審査、争訟法務、政策法務研修等を担当。公営住宅指定管理者選定委員会副会長を 2 期に亘って歴任等。

【著書（いずれも共著）】

公営住宅の遺品整理（第一法規 2022）、地方自治法の基本（法律文化社 2022）、行政法の基礎がわかった（法学書院 2018）等

■受信環境について ※Zoom を利用します

必要備品は パソコン もしくは タブレット のみです（視認性等の理由からパソコンのご利用を推奨しております）
カメラ・マイクのご用意は任意です

- ・配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります。（受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません）
- ・ご質問についても、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です。

■申込要領

本会 HP より【WEB 申込】をお願いします。

- ① 日本経営協会 HP【 <https://www.noma.or.jp> 】を WEB で検索
- ② ホーム画面にて「セミナー/講座」を選択
- ③ 「NOMA 公開セミナー/行政管理講座検索画面」をクリック
- ④ セミナー一覧画面にて、拠点を「中部本部」とし、「検索する」をクリック
- ⑤ 参加希望講座を選んで、「WEB 申込み」から必要事項を入力

※請求書の各種日付は下記の通りです

【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の 1 ヶ月後】

※変更のご希望がある場合は、「連絡事項」欄にご記入ください

例：発行日（〇月〇日／支払期限〇月〇日希望 等） 空欄での発行はできかねます

請求宛先（団体名と異なる場合 〇〇宛 等）

- ⑥ お申込み後、セミナー申込受付確認メールが届きます（未着の場合は TEL にてお問合せください）

※請求書・参加券（決定通知）は別途書面にてご連絡担当者へ郵送します。未着の場合はご連絡ください